

1. 件 名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における敷地境界以外の場所に設置された放射線測定設備について

2. 日 時：令和2年10月01日 14:06 ～ 14:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

平野室長補佐、落防災専門官、宮地防災専門官

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

保安管理部危機管理課 マネージャー 他5名

5. 要 旨

日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所における事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された放射線測定装置の取扱いについて（資料1）説明があった。

原子力規制庁より、一部の放射線測定設備を原災法上の法定設備から除外した場合における敷地境界付近での放射線量の監視やEAL判断について、説明するよう伝えた。

日本原子力研究開発機構から、本日の指摘を踏まえて、対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された放射線測定装置の取扱いについて